

議案審議

医師の時間外不支給分1億円を補正

令和3年度気仙沼市病院事業会計補正予算  
(議案第13号)

概要

令和3年5月26日付けで石巻労働基準監督署からは正勧告を受けた「医師の法定時間外労働の一部に対する割増賃金の不支給」を是正するため、時間外勤務手当1億55万9802円を支給するものです。

支給対象者は、令和元年6月から令和3年3月までに気仙沼市立病院に在籍し、時間外勤務を行った医



医師の働き方改革に取り組む市立病院

師のうち、支給済みの管理職手当及び特殊勤務手当が、労働基準法で定める時間外勤務手当の支給基準額に満たない79名です。

今後は、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保に努めていくとの説明がありました。

**原案可決**

主な質疑

**問** 令和元年6月以前の勤務実態について、どう扱うのですか。

**答** 労働基準監督署から受けた直近の是正勧告の日を基準日としています。以前にも不払いがありました。したが、時間外勤務手当請求の効力は2年間です。令和元年6月分からは対象として支給することとしており、労働基準監督署からも理解を得ています。

**問** 労働基準監督署から、平成29年5月30日、平成

30年9月5日、令和3年5月26日と3回の是正勧告がありました。なぜ1回目に対処できなかったのですか。

**答** これまで、研修医を除いて医師全員が管理職だったので、時間外勤務手当の支給がなく、働く側としても勤務の実態を記録に残していなかったことから、どれだけの医師に時間外勤務の実態があったかを客観的に推し量る資料がありませんでした。

このため、労働基準監督署の指導を得ながら、医師の勤務の実態を蓄積する必要があり、それに時間を要したことが主要因です。

なおこの間、管理職の範囲や特殊勤務手当の見直しを行い、医師の働き方改革に向けた取組を進めています。



市営住宅集約による負担を軽減

気仙沼市営住宅条例の一部を改正する  
条例制定について(議案第9号)

概要

公営住宅の建て替え等で別の公営住宅に移り、家賃が上昇する場合、公営住宅法施行令によって、5年をかけて引き上げることができることになっています。

今回、老朽化が著しい既存市営住宅を集約し、災害公営住宅に転居する場合、入居者の家賃負担の増大幅が大きくなることから、初めの5年間は家賃を据え置き、その後の5年間で段階的に引き上げる独自の負担軽減を行い、転居者の経済的負担を緩和し、転居の促



転居先となる災害公営住宅(一例)

進を図るものです。

本会議において、賛成多数で可決されました。

**原案可決**

主な質疑

**問** 対象者の現在と転居先の家賃を伺います。

**答** 市営住宅の集約は、6団地15世帯を対象としており、その方々の平均家賃は約2千円です。

転居先となる公営住宅等の家賃は約2万円です。その差額が今回懸念される部分です。

**問** 5年間で段階的に引き上げる制度があるのに、あえて据え置きを市独自で行う理由を伺います。

**答** 家賃が10倍になるほか、市営住宅ではかからなかった共益費や駐車場代も加わります。

共益費等には減免措置がなく、移転者の負担が増大することから、家賃を据え置くものです。

進を図るものです。

本会議において、賛成多数で可決されました。

**原案可決**

# 第121回定例会

審議した議案と結果をお知らせします

議案番号	件名	議決結果	掲載ページ
<b>民生常任委員会</b>			
6	令和2年度気仙沼市病院事業会計資本剰余金の処分について →旧市立病院に係る施設及び債務等を市へ移管したことに伴い、残存していた旧市立病院に関する資本剰余金7852万1597円をもって、繰越欠損金を補てんするものです。	原案可決	
7	令和2年度気仙沼市病院事業会計資本金の額の減少について →旧市立病院に係る施設及び債務等を市へ移管したことに伴い、残存していた旧市立病院に関する資本金131億9121万2611円のうち、37億2397万円をもって、繰越欠損金を補てんするものです。	原案可決	
8	気仙沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について →健康保険施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を変更するため、改正するものです。	原案可決	
13	令和3年度気仙沼市病院事業会計補正予算	原案可決	P4
<b>産業建設常任委員会</b>			
1	載鈎漁港海岸保全施設整備事業防潮堤整備工事請負契約に係る変更契約の締結について	同意	
2	都市計画道路本町宮口下線道路改良工事（その3）請負契約に係る変更契約の締結について	同意	
3	都市計画道路南町魚市場線外1路線道路改良工事請負契約に係る変更契約の締結について	同意	
4	南気仙沼復興市民広場整備外工事請負契約に係る変更契約の締結について	同意	
5	財産の処分について →水産加工施設等集積地整備のため取得した市内本浜町二丁目及び浜町二丁目地内の市有地を鹿折川河川堤防の事業用地として1億3054万2880円で県に売却するものです。	同意	
9	気仙沼市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	P4
10	気仙沼市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原案可決	
12	令和3年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算 → △403万4千円	原案可決	
<b>一般会計予算審査特別委員会</b>			
11・14	令和3年度気仙沼市一般会計補正予算	原案可決	P2

## 賛否の状況 | 議案1件で賛否が分されました

※ 表内の「○」は賛成、「×」は反対を表します。 ※ 菅原清喜議長は採決に加わりません。

	今川 悟	三浦 友幸	菅原 雄治	村上 伸子	小野寺 修	及川 善賢	熊谷 一平	菊田 篤	秋山善治郎	村上進(公)	佐藤 俊章	千葉 慶人	三浦 由喜	村上 佳市	佐藤 健治	臼井 真人	熊谷 雅裕	高橋 清男	村上進(公)	小野寺俊朗	鈴木 高登	熊谷 伸一	小山 和廣	菅原 清喜	
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号 可決	議案名	気仙沼市営住宅条例の一部を改正する条例制定について																							
	討論	<p><b>反対理由</b> 転居によって生活の安定が保障されるのか</p> <p>この条例は、老朽化が著しい市営住宅の入居者に対し、災害公営住宅への転居を促すものであるが、家賃が10倍以上になり、共益費や駐車場料金が加わるなど、負担が大きくなる。条例改定にあたっての説明は、今回転居を促す15世帯にしかされておらず、将来転居を余儀なくされる他の入居者への相談が無いことは残念。この転居により「住環境改善と安全確保」が成し遂げられたとしても、生活の安定が保障されるのか心配でならない。今後、広く市民の理解を得られる条例に改定することを提案する。</p>																							